

年間保存

令和7年度版

入園のしおり



乳・幼児用

豊田市立伊保こども園

〒470-0344 豊田市保見町権堂坊 28

TEL 48-8188

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	—————	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	—————	P. 2
3 保育時間	—————	P. 3
4 一日の保育内容	—————	P. 4～5
5 食事とおやつ	—————	P. 6～8
6 行事について	—————	P. 9
7 健康管理	—————	P. 10～14
8 家庭の協力	—————	P. 15～18
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	—————	P. 19
10 保育料等	—————	P. 20～26
11 状況が変わった場合の手続きについて	—————	P. 27
12 保育支援アプリの利用	—————	P28.
13 その他の取り組み	—————	P. 29～30

こども園等一覧表

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

◆伊保こども園の園目標・めざすこども像◆

園 目 標 感性豊かな意欲のあるこどもを育てる

＜めざすこども像＞

思いやりのある心豊かな子	興味・関心をもち 夢中になって遊べる子	自分で考え進んで行動できる子
・人という心地よさを感じ、愛する心がもてる子 ・相手の思いに触れ共感できる子 ・友達と仲良く遊べる子	・自然に親しみ、美しいものを感じとり感動できる子 ・感じたことや考えたことを自分なりに表せる子 ・元気に挨拶ができる子	・自分の思いを表現し夢中になって遊べる子 ・目的に向かい工夫して取り組める子 ・基本的生活習慣が身についている子

《園の特色》

☆一人一人の個性を見つめて保育しています。

どの子にも素晴らしい力がありその子の良さをもっています。また、それぞれのこどもの育ちにも違いがあります。一人一人の特性や発達をふまえて、集団生活の中でその子の良さや可能性をのばしていくよう努めています。

☆温かい保育を大切にしています。

一人一人のこどもを肯定的に受け止め、優しく温かな雰囲気保育をしています。

☆遊びの中でこどもの様々な力を伸ばすように努めています。

【遊び】を通して人間関係・言葉・創造性など様々な力が育つようこどもの興味や関心を促す教材の選択や環境の構成を工夫しています。また、観察、栽培、飼育などの直接体験を行い、豊かな感性や探求心を育てています。

☆こども園と家庭との連携を大切にしています。

- ①コドモンによるドキュメンテーションを通して園でのこどもの様子や活動の取り組みの様子を配信しています
- ②保育参観や運動会などの行事を通して保護者が園でのこどもの様子を見たり一緒に遊んだりする機会をつくり、家庭との連携を図るようにしています。

☆様々な人と触れ合う経験を大切にしています。

同年齢はもとより、異年齢交流、小学生、中学生と交流し、優しくする、優しくされる、感謝するなどの心の育ちを大切にしています。

☆園・園周辺の自然・地域環境を活かして保育しています

園内の広い園庭でこども達はのびのびと体を動かし戸外遊びを楽しんでいます。園周辺の農道や唐池、保見公民館ふれあい広場などに散歩に行き、四季折々の季節の変化を感じています。

【年齢ごとの大切にしたいポイント】

- ・0,1,2歳児保育・・・安心して過ごす
- ・3歳児保育・・・安心 安定 その子らしく
- ・4歳児保育・・・友達と自分との違いに気付き、友達と一緒に遊ぶことを楽しむ
- ・5歳児保育・・・友達と思いを伝え合ったり協力したりして友達とのかかわりを深める

3 保育時間

本園の基本的な保育時間は午前 8 時 30 分から午後 3 時まで（月曜日から金曜日）です。ただし、仕事等の状況に応じ、最長で午前 7 時 30 分から午後 7 時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。

⚠早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

- ・早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。
- ・早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月 25 日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。
家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前 8 時 30 分から午後 3 時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （1）入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- （2）登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （3）家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

時間		乳児（0・1・2歳児）
7：30	早朝保育	◎登園 検温 所持品の整理 オムツ替え 保育者と朝の出会いを大切にします。抱いたりおんぶをしたりして心の安定を図り、保護者と機嫌よく別れられるようにします
8：30	通常保育	◎遊びと生活 一人一人のこどもの生活リズムを重視して、食欲、排せつ、睡眠などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図ります。
9：15		◎おやつ 一人一人のこどもに合わせて、トイレに誘い、便器での排尿にも少しずつ慣れるようにします
9：30		◎遊びと生活 ・安全で生活しやすい環境の中で、寝返る、はう、座る、伝い歩く、立つ、歩くなどそれぞれにあった活動を十分に行います。また、つまむ、たたく、引っ張るなど手や指を使って遊びます。 ・園外に散歩に出かけ、身近な自然を見たり触れたりして過ごします。
11：15		◎昼 食 安心できる保育者の見守りや手助けのもと、喜んで食べる・おいしく食べることができるようにしています
12：00		◎昼 寝 一人一人の生活のリズムに合わせ、眠い時は安心して十分睡眠がとれるようにします。睡眠中の顔色、呼吸の状態、体の向きをきめ細かく観察し、うつ伏せになっている時には仰向けにし、安全に配慮しながら睡眠がとれるようにします
14：30		◎おやつ 午後は主に手作りおやつです
15：00	延長保育	◎延長保育開始 ◎遊び ◎おやつ
19：00		◎延長保育 最終降園

時間		幼児（３・４・５歳児）
7:30	早朝保育 なかよしの部屋で 過ごします	◎登園 ◎持ち物の始末 ◎自由遊び 一人一人と目を合わせ、朝の挨拶をしたりスキンシップを図ったりして朝の出会いを大切にします
8:30	通常保育 各クラスで 過ごします	◎登園 ○自ら選んで取り組む遊び（活動） 室内遊び 戸外遊び
9:00		こどもの興味、関心、発達を考慮した環境を整え、遊びの中で試したり工夫したりすることを大切にし、こどもが主体的に遊ぶ場 ○クラス全体で取り組む活動 どの子にも経験させたい活動を保育者の計画や意図を中心としたクラスみんなで経験する場
11:30		◎昼食の準備 保育者や友達と一緒に給食を食べます。楽しい食事の中で基本的な生活習慣が身につくようにします
11:50		◎昼食 食後しばらくは静かな遊びをして過ごします。その後は午前の遊びの続きをしたり好きな遊びに取り組んだりします。
13:00		◎遊び（室内遊び・戸外遊び）
		◎昼寝（３歳児・・・４月～１２月頃こどもの姿に応じて） （４・５歳児・・・７・８月 夏季休業保育中）
14:30	延長保育	◎降園前の集まり 手遊び、歌、絵本 持ち物の始末 保育者に絵本を読んでもらったり、みんなで歌を歌ったり、手遊びをしたりして降園前のひと時を過ごします。今日遊んだことや出来事を話し、明日もこども園に来たい気持ちにつながっていきます。
15:00		◎基本保育児降園 ◎延長保育開始（延長保育の部屋に移動します） ◎おやつ ◎遊び
19:00		◎延長保育 最終降園

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。

※幼児給食の発注および変更について

期日までに保護者の方がコドモンアプリで入力してください。

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。

ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。
園によって多少の違いがありますので、詳しくは各園よりお知らせします。

月	行事名	月	行事名
4月	入 園 式 (10) 幼児元気お楽しみ会 (24)	10月	幼児こども運動会 (2) 幼児運 動 会 (8) 運動会予備日・弁当日 (10) 幼児徒歩遠足 (31)
5月		11月	5歳六所山野外学習・弁当日 (6) 4.5歳交通安全講習会 (14) 幼児こども発表会 (27)
6月	幼児プール開き (10) 5歳キッズサッカー (11) 4.5歳希望懇談会 (11~13) 4.5歳防サイ君 (19)	12月	幼児生活発表会 (5) お楽しみ会(19)
7月	七夕会 (7) 夏祭り (18)	1月	新年お楽しみ会 (7) 3・4歳児希望懇談会(13~16) 5歳児個別懇談会(13~16) 4歳児保育参観(23)
8月	幼児プール納め(29)	2月	豆まき(3) 3歳児保育参観(13)
9月	幼児お楽しみ会 (1日)	3月	ひな祭り会(3) 5歳児保育参観(6) お別れ会(13) 卒 園 式(23)
その他	・子育て講座 等		
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練・不審者訓練		

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかりと食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる ●元気がなく、食欲がない ●熱がある
- ぐったりしている ●下痢、嘔吐がある ●痛がる
- 湿疹などのブツブツがある ●朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※下痢や嘔吐があった場合は24時間家庭で様子を観るようにしてください。小さいこどもの集団生活ですので感染拡大防止にご協力をお願いします。

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能なかを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森（すくすくこどもクリニック隣）豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633

ぴよっこ（豊田厚生病院内） 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel.43-5082

ぴーぼらんど（トヨタ記念病院）※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。（内科、歯科、尿検査、視力検査（年中・年長のみ））

診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります（下表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治癒証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治癒証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

＜おう吐・下痢等で汚れた衣服の取り扱いについて＞

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗いを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便・下痢便）、おう吐物で汚れた衣類の固形物を落としますが、その際、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな固形物だけを落としています。（水洗いはしていません）ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とす時に心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

＜血液で汚れた衣服の取り扱いについて＞

血液は医学的に感染物と考え、鼻血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので、ご自宅で処理をお願いします。

(1) 登降園について

○登園について

登園時間は 8 時 30 分から 9 時まで です。遅れる場合や欠席の時は、必ず 9 時までにコドモンにて連絡 してください。

- 登降園時は、カラー帽子を黄色にしておびせてください。(交通安全のためです)
- 各保育室で担任が受け入れますので、保育室前まで送って来てください。登園したら、こどもは保育室で手洗い、うがいをします。
- 5 歳児は、進級当初から 4 歳児は、こどもの姿に合わせ昇降口での受け入れとなります。時期は、事前に担任よりお知らせします。
- 早朝保育は、乳児は乳児室へ、3 歳児は各クラスへ保護者と一緒に行き、手洗いうがい、身支度を済ませ、うさぎ組へ、4・5 歳児は、直接なかよしの部屋へ来てください。

○降園について

- 15 時降園の子は保育室の前まで迎えに来てください。一人一人のこどもを確認して、あいさつをしたり連絡をしたりして保護者にお渡しします。(15 時降園の子は、14 : 45~15:00 の間にお迎えをお願いします) 2 階クラス保護者は、お迎え時、廊下の **保育室側** にお並びください。(4.5 歳児は、時期を見て昇降口にて降園)
- 保護者の方で安全面に留意し、必ず手をつないで降園をお願いします。降園後は、遊ばず速やかにお帰りください。
- 延長保育のこどもは、延長保育室の部屋へ移動しますので、保護者の方は延長保育室へ迎えに来てください。
- 乳児は乳児室からの降園となります。
- じゃばら門の開閉は必ず 2ヶ所（上部のフックとチェーン）行ってください。こどもの安全を守るためにも忘れずにお願いします。
- お迎えの方や時間に変更になる場合は、必ずコドモンで園に連絡してください。
- 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - ・決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - ・車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - ・車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - ・車中にこどもを残さないでください。

(2) 手紙等の発行と提出期限について

保育の中のお願い事項等、コドモンにてお知らせします。

随時必要な手紙を発行し、手紙ファイルに入れてお渡しする場合がありますので、幼児は手さげ袋の中、乳児はお便りノートを毎日、確認をしてください。

提出物は提出期限を必ず守ってください。また、空になった手紙ファイルは翌日登園する時に持ってきてください。卒園まで使用しますので、大切に使用してください。

(3) 絵本の貸出し（４・５歳児）

こども園にある絵本の中から子ども達が好きな絵本を選んで持ち帰ります。（貸し出し）お忙しいとは思いますが、園より持ち帰りましたら、必ず読んであげるようにしてください。その繰り返しで絵本好きにつながります。また、親子で見ることにより、楽しい触れ合いの場にもなります。

- ※ 絵本貸出しの開始時期は年齢によって異なります。こども達の様子を見て貸出し日を連絡します。
- ※ 絵本は大切に扱っていただきたいので、貸出日、返却日には必ず手さげ袋（通園用手さげ袋）に入れてください。紛失した場合は、保護者の方の負担で同じ絵本を購入していただきます。

(4) 保護者の緊急連絡先について

- ★こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。携帯電話の番号や勤務先が変更になった時には必ず知らせてください。
- ★特に仕事の休みの日や勤務場所がいつもと違う等、園に登録してある連絡先が異なる場合は必ず事前にお知らせください。
- ★就労要件で入園されている方については、原則勤務先にまず連絡をさせていただきます。仕事がお休みでお子さんを預けられる場合は連絡先を担任に伝えるようにしてください。

(5) 休園日について

休園日は、日曜日、祝祭日、年末年始（1月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予想される場合です。

(6) その他の連絡事項

- ★お子さんの顔や体に理由のわからない傷があった時には虐待を疑い、園は市に報告する義務があります。ケガをしたときなどは必ずお知らせください。
- ★行事の時など、保護者の方には家庭からスリッパを持ってくるいただきます。履物を入れるビニール袋もお願いします。※乳児室に入室する時は、スリッパを脱いで入ってください。
- ★保護者の方の靴は、所定の靴箱に置いてください。（靴脱ぎ場いっぱいになると靴が並んでいて、こども達が脱ぎ履きする時に困ってしまいます）
- ★給食は安全のため、配送されてから2時間以内に食べることが市で決められています。登園が遅れ、12:30を過ぎる場合は食べることができません。
- ★お子さんの着替え袋に下着（パンツ）がなかった時には衛生面を考慮して新品のパンツを貸し出しますので、返却時に同じサイズの新品のパンツを返却してください。
- ★保育時間中に担任の呼び出しはご遠慮ください。
- ★退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日を過ぎた場合、乳児は過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

(7) 毎日の生活で大切にしたいこと

1. 触れ合いを十分にする

日曜日や仕事が休みの日には、親子での触れ合いを大切にしておあげてください。普段、集団の中にいるこどもにとって、お父さんお母さんとの1対1の触れ合いこそが、一番楽しい時です。遠出をしなくても近くの公園で遊んだり、一緒に触れ合っておあげたりすることで、こどもは十分満足します。これらの積み重ねが子どもの情緒を安定させることにつながります。

2. 興味や好奇心からくる行動を十分させる

周りから見るといたずらと思われる行動（タンスの中身を出す、スイッチをいじり回す）もこどもにとって、興味や好奇心を広げていく遊びであり、探索をしながら生活を広げていきます。安全に留意しながら見守り、危険なこと（危ないこと、してはいけないこと等）をした時は、言葉や表情で気づかせてあげましょう。

3. こどもの甘えは十分に受け入れ、心の安定を図る（抱っこ、おんぶ、添い寝等）

抱っこを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心の安定が図れるまで抱っこしてあげましょう。満足すると自分から降り、次のものへと目が向いていきます。

4. 褒め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

「自分でする」と言って自己主張が強くなります。見守ったり、励ましたりし、自分でできた時には誉めてあげ、意欲をもたせてあげましょう。自分の思い通りにならないとふくれたり、かんしゃくを起こしたりしますが、少し気持ちが収まった頃を見て、気分転換を図ったり「こうするといいいよ」と、手立てなど知らせたりしてあげることが大事です。

5. 思いやりの心をもって接する

周囲の大人が思いやりの心をもって接することで、思いやりの心が育ちます。

駐車場について

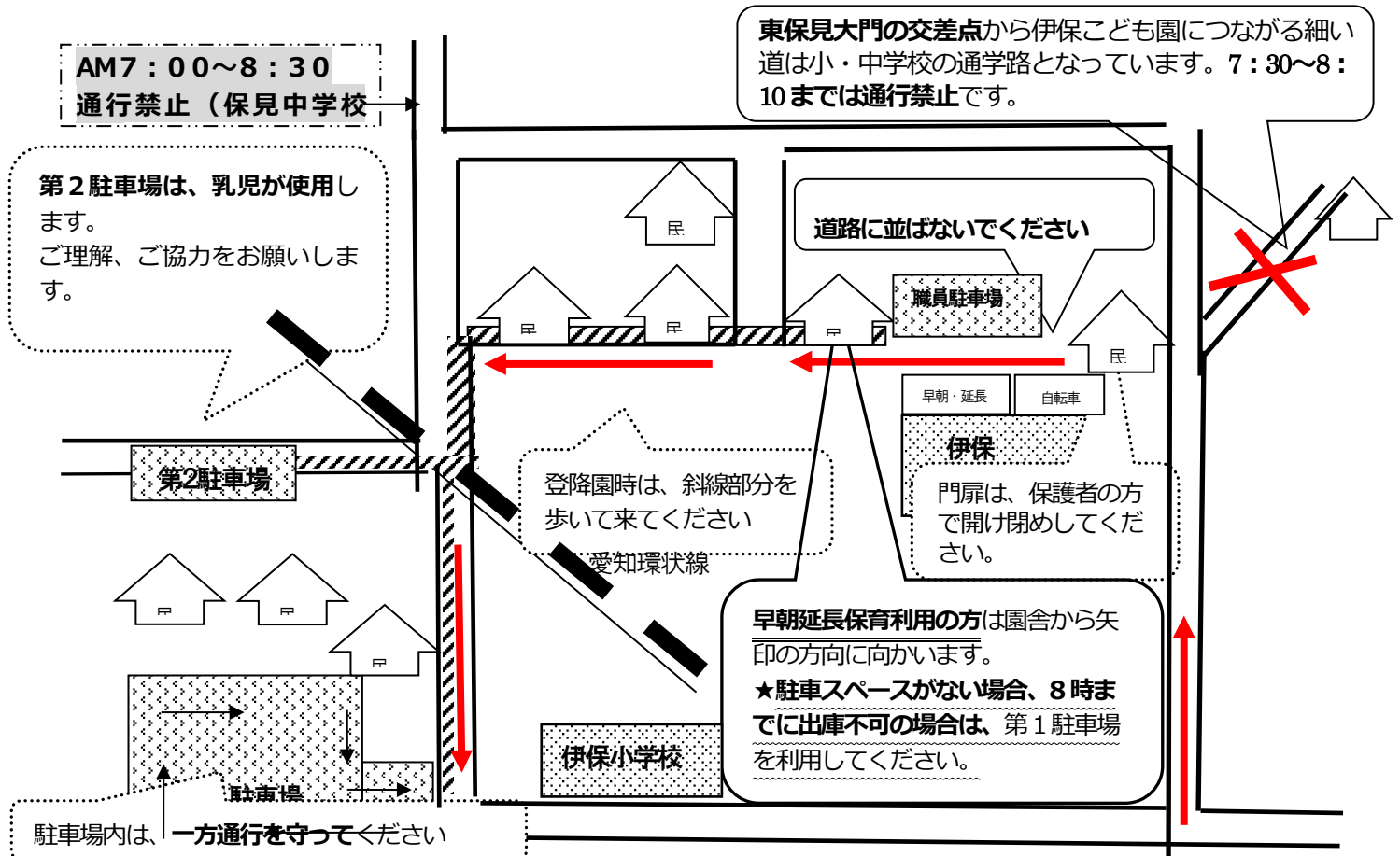
* 道路は駐停車禁止です。**必ず園の駐車場に停めてください。**

* 駐車場から園までの通園路は、**保護者の方が子どもの手をしっかりつなぎ、事故のないよう歩いてください。**(道路の端、斜線部分に沿って保護者は車道側を歩く。手上げ横断)

* 近隣に迷惑をかけないように、公衆道徳を守りましょう。

(周りの田や住宅地には入らない。石を投げたり、ごみを捨てたりしない。

駐車場内での、立ち話はしない) **※安全のため、ご協力ください。**



【園舎前の駐車について】

- ・ 園舎前は駐停車禁止ですが、早朝保育を利用の方は**7時30分~8時まで**に必ず**出庫、延長保育**を利用の方は、**16時30分以降**は利用可能とします。満車の場合は、第1駐車場にお回りください。大変混雑しますので、早めの出庫をお願いします。又、お子さんの急病で園に迎えに来る場合や保護者の方の体調が悪い場合等は、園にお申し出ください。その場合、**登降園時間はなるべく避けていただきますようお願いいたします。**
- ・ **正門前の歩行者用通路には、安全の為駐車しないようにお願いします。**
モラルを守り、みなさんが気持ちよく利用できるようにしましょう。

☆ 車上荒らし、狙っています。

- ・ バッグは車内に置かず、必ず、持って登降園してください。(少しの時間なら・・・と思っは危険です)

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- | |
|-------------------------------|
| ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区） |
| ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区） |

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】 月額 1,000 円 ←	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による		延長保育時間【C】 月額 （16:00まで）1,000円 →			
			（17:00まで）2,000円 →→			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）		（18:00まで）3,000円 →→→			
			（19:00まで）4,000円 →→→→			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があります。実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		

D01	97,000 円未満	12,000 円	
D02	169,000 円未満	15,000 円	
D03	301,000 円未満	32,000 円	
D04	301,000 円以上	37,000 円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父
イ 母

ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方
----------	---

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

（２）基本保育料の階層

こども園等の保育料（２）【Ａ】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

（３）保育料の多子軽減 ※Ａ — 21 — 保育料は無料のためＤ階層のみ適用

多子世帯においては、その人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

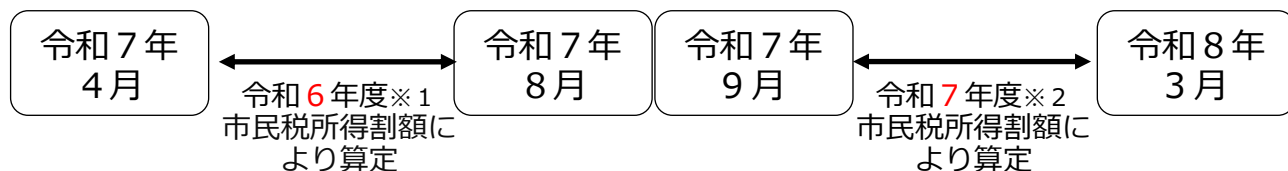
【０～２歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第１子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第２子	D01 以上	半額	半額
第３子以降	D01 以上	０円	０円

（４）基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年９月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、９月分から保育料が変わることがあります。



- ※１ 令和６年度市民税所得割額とは令和５年１月１日～１２月３１日の所得に応じて課税されます。
- ※２ 令和７年度市民税所得割額とは令和６年１月１日～１２月３１日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

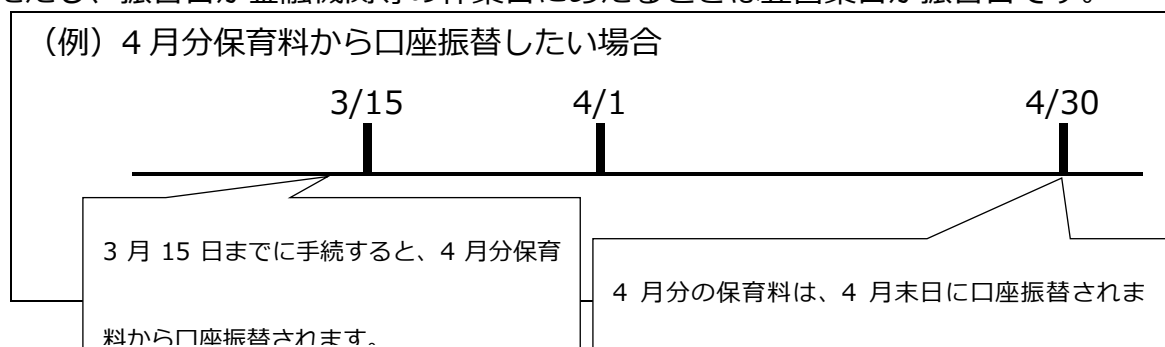
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 7 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。（再振替は対象月毎に 1 回のみ）

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1 号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（園によって異なります。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する 3 歳児～5 歳児の給食費について、令和 6 年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働きの等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	－	－	－	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	－	－	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後 2 か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	－	－	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	－	○	○	－	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 ヶ月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 ヶ月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

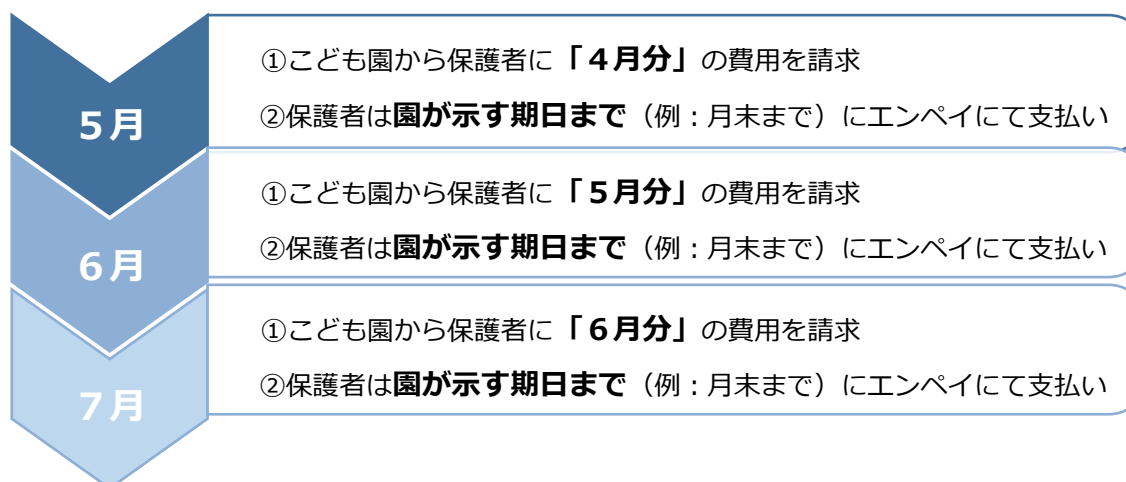
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円（税込）（令和6年12月現在）

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで（4月入園の場合、3月25日まで）

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。（日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。）

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

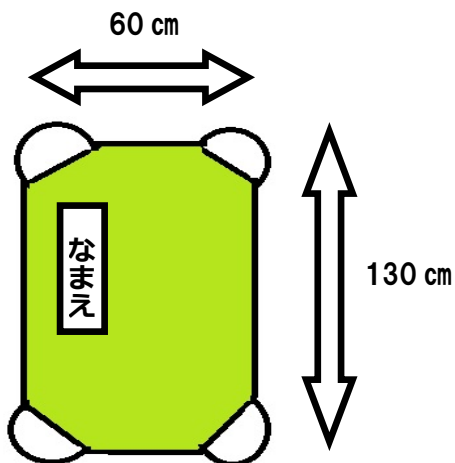
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上＜新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など＞

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚（洗い替え用）

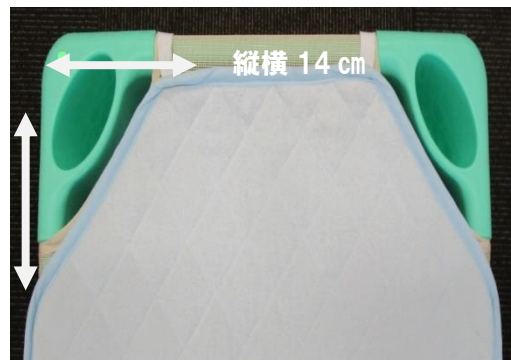


【作成する例】



- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

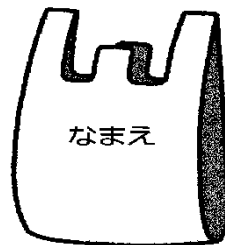


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

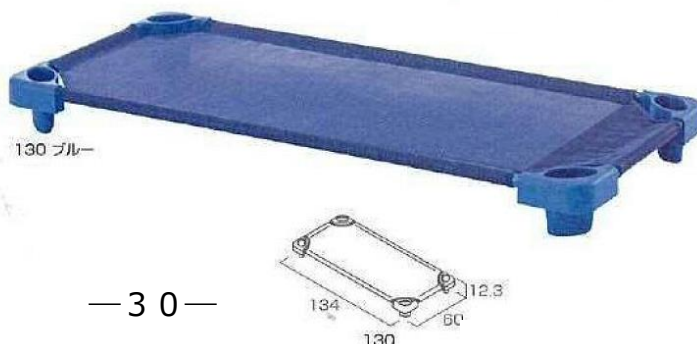
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いばばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	淨 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いばばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼

	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能 な学齡	入園要件 が必要な 学齡	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

14 乳児の保護者の方へ

(1) 登降園時に行っていただきたいこと

登園時	降園時
① 昇降口で、コドモンの打刻をしてください。 ※保護者の方で行いましょう。こどもは触らないようにしてください。 ② 外からの雑菌を持ち込まないよう、<u>親子で手洗いをしてから入室してください。</u>せっけんはお家の方が出して、お子さんにつけてあげてください。 ③ 靴下を脱がせて各自の靴下入れに入れてください。(年間) ④ おしぼり・エプロン・おたよりノートなど、持ち物を指定の場所に置いてください。 おしりマットやおむつ、パンツの補充もお願いします。 ⑤ 体温を測ってください。 <u>絵本を読んだり、親子で話したりしながら、触れ合いの場にしてください。</u>検温したら、<u>体温計・検温表・おたよりノートを必ず</u>保育者に見せ、<u>お子さんの様子や連絡、体調などで気になることがあれば、口頭で必ずお伝えください。</u>また、怪我防止のため、<u>爪の長さを確認</u>させていただきます。 ⑥ 名札をつけてください。 おこさんが触らないように背中につけてください。 ⑦ <u>トイレに行ったり、おむつを交換したりしてください。</u>	① 保護者の方は手洗いをして入室してください。 ② まず、お子さんの顔を見て<u>抱いてあげ</u>てください。 ③ おたよりノート、使用した物等を持ち帰りください。 ④ 嘔吐物等の汚れ物がある際は、なかよし組横のトイレに置いてあります。汚れ物を持ち帰ってください。(消毒は不要です) ⑤ <u>毎週金曜日には、置き靴、帽子、布団を持ち帰ってください。</u> ※土曜日に登園するお子さんについては、土曜日に持ち帰ってください。 ⑥ 名札を外してください。(4月～5月末) 園内だけで使用のため、園に置いておきます。 ⑦ 昇降口で、コドモンの打刻をしてください。

※必要のない物は、持ち込まないようにしましょう。(食べ物、玩具など)

※乳児室に出入りする時には、安全面から必ず鍵をしめるようにしてください。

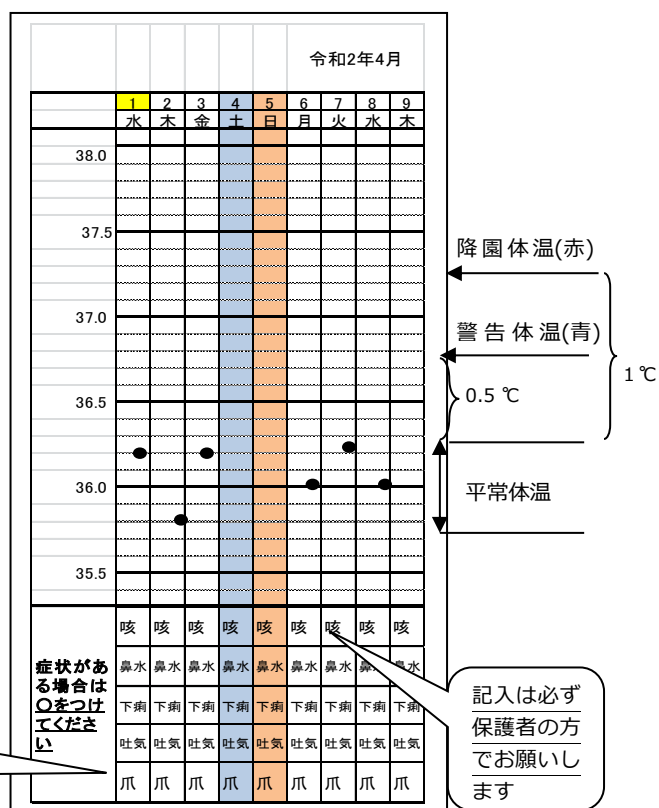
(2) お願い

1. 乳児保育は、家庭に代わってお子さんを保育するものです。従って、お父さん、お母さん どちらかの仕事がお休みの場合は、原則として、家庭で保育をしていただきます。 家庭の都合で登園される場合は8時 30 分～15 時の保育時間をお願いします。 連絡先が変わる場合は必ず知らせてください。
2. 登降園時間は、保護者の方の就労時間により決まります。遅れて登園・欠席（病欠、都合欠）する場合は、必ず9時までにコドモンで連絡してください。

3. 病気に対する抵抗力が弱い年齢なので、外部からの雑菌をもち込まないために、入室前には必ず親子で、石鹸で手を洗ってから入室してください。

4. 検温は、体調を自ら訴えられない乳児のその日の健康状態を知るために大切な事です。正確に計り、検温表に記入してください。

- * 体温計は脇にはさんで測定するものを個人でご用意ください。
- * お子さんを保護者のひざに入れ、体温計をしっかりとはさんで正確に計ってください。
- * 体温計は必ず大人が扱ってください。（お子さんに持たせないでください）
- * 受け入れ体温は、各個人の『平常体温より1度以内』とします。（平常体温は前月の体温から算出します）38℃以上は、病児とみなします。
- * 平常体温から『5分以上1度未満』は、警告体温として受け入れますが様子を知っていただくために、仕事の区切りのよいところで（できれば



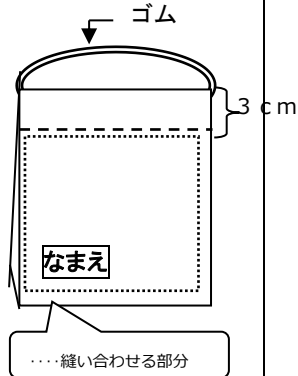
5. 登園したらトイレに親子で行き、オムツ交換や排泄をして気持ちよく1日を始めることが出来るようにしてください。（大便はできるだけ登園前にすませるようにしましょう）
6. 爪は、怪我や感染防止のために指の腹から出ていないかを確認し、1週間に1回家庭で切ってください。指の腹から出ている時はその場で切っていただくこともあります。
7. おたよりノートは、家庭での様子を書いて持って来ててください。

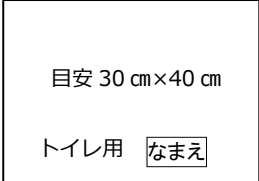
- * 乳児は、日によって心身の状態に著しい変化が見られることがあります。食欲、機嫌の良し悪し、健康状態、お子さんの様子など記入してください。
- * 楽しい育児日記にもなります。こども達が、機嫌よく園生活が送れるように、ご協力をお願いします。

(3) 持ち物について(0、1、2歳児)

下記の枚数は1日の目安です。洗い替えが必要です。衛生面を考慮し汚れが目立つ場合は新しいものに交換してください。

1. 持ち物と始末の仕方について

品 名	図 式	1日に使用する枚数	作成方法・用途の説明・その他
エプロン		1枚～3枚	・フェイスタオルを半分に折って、輪の部分から3cmくらい下のところを縫い、そこに『ゴム』を通し首にかけられるようにします。 ・エプロンのふちは2枚がバラバラにならないように縫い合わせてください。 ※ゴムの長さはお子さんの首に合わせて頭が入る大きさにしてください。<u>ゴムが伸びたら取り替えてください。</u> ・給食時に使用しますがおやつ時に使用することもあります。予備を引き出しに1枚～2枚入れておいてください。
おしぼり	ハンドタオル  (目安) 約30cm×30cm	4枚	・ハンドタオル(綿素材)を使用します。 ・“朝おやつ”、“昼食”、“午後おやつ”、“延長おやつ”で使用します。 ・予備を引き出しに1～2枚入れておいてください。 ※<u>プチタオルやファイバー素材の物は避けてください。</u>
ビニール製の袋 (汚れ物入れ)	 <目安> 30号 〈縦〉約48cm 〈横〉約26cm	1～3枚	・汚れた物(使用したおしぼり・エプロン・着替え等)を入れます。 ・プラスチックのかごにかぶせてセットしてください。(かご: 約25×14×深さ11) ・マチあり、持ち手付きの物が好ましいです。 ・あらかじめ名前を記入しておいてください。 ・予備を引き出しに5枚入れておいてください。 ※衛生面に配慮するため、使用する袋だけを毎朝セットしてください。

ビニール袋	 約 23 cm × 33 cm	5 枚	・ 大便をした時は、その都度、ビニール袋に入れて密封して処分しますので、用意しておいてください。
お尻マット	 目安 30 cm × 40 cm トイレ用 なまえ	1 枚	・ フェイスタオルを半分に折って、ふちを揃えて縫い合せてください。 ・ おむつ交換時や排泄時の着脱の時等に使用します。 ・ 『トイレ用』と記入してください。 ・ 予備を引き出しに 1～2 枚入れておいてください。
お尻ふき	 なまえ	1 つ	・ 予備を引き出しに 1 つ入れておいてください。ケースは必要ありません。 ※サブスク利用の子は必要ありません。

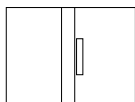
- ※ 上記のものは毎日忘れないよう持参・セットし、帰りに必ず持ち帰ってください。
- ※ 嘔吐物等汚れ物が出た場合は、なかよし組横のトイレの汚れ物バケツに入れます。保護者の方で中身のみ持ち帰ってください。
- ※ 2歳児でトイレトレーニングを始める子は、汚れた場合の大きめのビニール袋（服・布団・シーツが入る物）を準備していただきます。

園購入の用品について



名札
(4月～5月末)

- ・ 登園時にお子さんの背中につけてください。
- ・ 降園時に外し、指定の場所に入れてください。
- ・ 無くしたり壊したりした場合には購入していただきます。



おたよりファイル

- ・ 令和5年度より園にて準備し貸し出します。
- ・ 無くしたり壊したりした場合には購入していただきます。
- ・ 乳児クラスにいる間、使用します。
- ・ シール等を貼らず大切に使用してください。
- ・ 家で記入し、翌日、園に持ってきてください。
- ・ 所定の位置に入れ、帰りに持ち帰ってください。

2. 衣類について

(数については目安です。各自で必要数を用意していただきます)

*** すべての物に名前を記入し、洗濯等で名前が消えた時は、書き直してください**

(兄や姉の名前が記入してある場合は、書き直してください)

*** すべて、お子さんのサイズに合ったものをご用意ください**

*** 下記のものは、使用しましたらその都度、引き出しに補充しておいてください**

品 名	目 安 数			説 明 ・ その他
	0 歳	1 歳	2 歳	
上着 (トレーナー等)	3	3	3	- 引き出しの中は、いつも整理し必要な枚数があるか確認してください。足りない場合は必ず次の日に補充してください。 - 歩けるようになったら、股にスナップがついたロンパースの肌着は避けてください。 自分で着脱しやすいものを用意してください。ゴムのズボンや動きやすいもの、サイズに合ったもの等が好ましいです。 - トレーニングパンツでも可です。 (タイツやレッグウォーマーは、ご遠慮ください)
ズボン・スカート等	3	3	3	
肌着	3	3	3	
布パンツ	—	—	必要数	
靴下	2			室内は原則として素足で生活します。ただし、戸外に出て靴を履く時は使用します。
フェイスタオル	1			体が汚れた時に洗った後、拭くために使用します。
紙おむつ	7	7	必要数	お尻の部分に、1 枚ずつ名前を記入してください。 (サブスクの方を除きます)
ビニール袋	5 (目安 30 号) 〈幅〉約 13cm 〈縦〉約 48cm 〈横〉約 26cm			- 汚れた物(使用したおしぼり・エプロン・着替え等)を入れます。 - マチあり、持ち手つきの物が好ましいです。 - あらかじめ名前を記入しておいてください。

※フード付の衣類は遊具等に引っかかり危険ですので園では使用しないようにしてください。(防寒着を含む)

※補充用のパンツがなくなった時は、園で用意したパンツを使用します。同じサイズの新品のパンツを園に返却ください。

《紙おむつを使用する場合》

* 園で一日に使用する数 (5～7枚程度)

スキンシップをはかりながら、一人一人のお子さんの排泄を見てこまめに替えていきます。

* 使用後のおむつは、園で処分します。

* 収納スペースに限りがありますので、毎日補充してください。

※補充用のおむつがなくなった時は、園で用意した紙おむつを使用します。

使用した枚数分だけ、翌日、園に返していただきます。

※サブスク利用の子は職員がおむつの補充を行います。

(4) 昼寝について

- * 令和5年度より昼寝用ベッドを使用しています。詳しくは P29.30 をご覧ください。
- * 枕はいりません。
- * 金曜日（土曜日保育を利用した場合は土曜日）にシーツとタオルケット（冬は毛布）を持ち帰りま
す。洗濯をして、月曜日に持ってきてください。
- * シーツ・タオルケット（冬は毛布）には名前も書いてください。
- * 金曜日（土曜日）に欠席した場合は、布団を取りにきてください。

◆ おねしょシート

担任に相談してから用意してください。

◆ タオルケット・毛布

季節により各自で用意してください。（担任より時期をみて連絡します）

掛け布団は使用しません。昨年まで使用していた物を使いたい場合は、担任までご相
談ください。

(5) その他

◆ 服装・帽子

乳児は、園で統一したスモックはありませんので、動きやすい服装でお願いします。

帽子は、園内帽子（黄色・白色）を販売します。サイズ（ゴム）が大きい場合は、お子さんに合
わせて調節をお願いします。

◆ 靴

置き靴の用意をお願いします。戸外遊び・災害避難時などに使用します。

散歩に出かけますのでお子さんの足に合った、**履きやすい靴**を用意してください。

サンダルやクロックス等はやめてください。

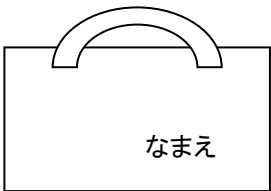
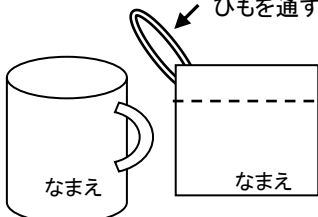
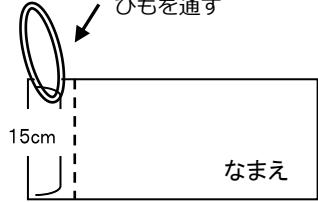
※帽子と靴は、汚れた時や金曜日に持ち帰って洗っていただき、月曜日に持ってきてください。（土
曜日登園するお子さんは、土曜日に持ち帰ってください）

◆ 髪型について

髪が長いと顔にかかってしまう事が気になって遊びや食事の妨げになります。髪を 結ぶか切り
そろえるかしていただくようお願いします。髪を結ぶ際、シリコンゴムは、取れてしまうと、小
さくて他の子の誤飲につながりますので、普通のヘアゴム（ヘップリング）で結んでください。

14 幼児の持ち物

(1) 家庭で用意していただくもの

品名・説明・その他		図
通園用手さげ袋 手紙ファイル (A4 サイズ)、貸出し絵本やその他、かばんに入らない物がある場合に使用します。畳んで保管できる物をお願いします。		 サイズ (約 40 cm×約 30 cm)
シューズ・シューズ袋 毎週金曜日に、シューズを持ち帰るための袋です。かさばらない物をお願いします。シューズは、洗って月曜日に持ってきてください。		 サイズ (約 20cm×約 30cm)
給食関係	給食用手拭タオル (お手拭タオル) 給食時に使用 (1 日 1 枚)。 トイレ用など、ポケットのハンカチとは別です。 タオルハンカチ を持ってくる。毎日持ち帰りますので洗ひ替えが必要です。	 サイズ (約 15cm×約 15cm)
	コップ・コップ袋 (うがい・給食時に使用) 底の安定した 持ち手の付いた物 がよいです。毎日持ち帰りますので、家庭できれいに洗って、清潔な物を翌日持たせてください。 名前は消えないように記入してください。 ※コップを入れる袋 (厚手でない布のもの) を用意してください。	 サイズ (約 20cm×約 20cm)
	ナフキン 給食時に、食器の下に敷いて毎日使用します。毎日使いますので洗ひ替えが必要です。市販の物を使用する場合は右記の寸法になるように直してください。(食事をする机の幅、配膳される皿の大きさに合わせてあります)	 サイズ (42 cm×30 cm)
	はしセット袋 (はしセット・ナフキン) ・給食用のはしセットとナフキンを入れます。必ず記名 (名前シール可) をし、消えたり、名前のシールがとれたりした場合は再度記名をしてください。落書きをしたり、キャラクターのシールを貼ったりしないでください。 ・豊田市では、中学卒業まで同じ「はしセット」を使用しますので (入学時に箸のみ支給)、大切に扱ひましょう。破損した場合は各自で購入してください。 ・3歳児は4月からは、はしを使用しません。こどもの姿に合わせてはしを使用する時期をお知らせします。それまでは大切に保管しておいてください。	 サイズ (27 cm×15 cm)
		はしセット取扱店 トヨタ生活協同組合 メグリア井上店

道具箱

サイズ・・・縦34cm 横27・5cm 高さ7cm です。(おおよそのサイズです)
底に穴があいていない箱がよいです。兄弟の方で使用したものがあれば、使用してください。

昼寝用シーツ

◆4.5歳児は夏季休業保育中・土曜日利用の場合のみ使用します。4.5歳児は昼寝用ベッドはありません。ゴザの上にシーツを敷いて昼寝をします。布団を持ってきててもよいです。

◆掛布団はタオルケット・ベビー毛布などで十分です。

◆敷布団はタオルケットなどでもよいです。

※3歳児は R5 年度からお昼寝ベッドを利用しています。詳しくは P29.30 をご覧ください。

(昼寝用シーツは、金曜日に持ち帰り、月曜日にまた持ってきてください)

着替えと着替え袋

◆下着(パンツ・シャツ)・上着・ズボン・スカート・靴下などを各1枚ずつ。心配な方はお子さんに合わせた枚数を準備してください。

◆フェイスタオル(汚れて洗った時、汗をかいた時に使用します)1枚

◆汚れ物入れ袋(3枚程度)

濡れたり汚れたりした物を入れて持ち帰ります。

名前を書いたビニール袋等を必ず着替え袋に入れてください。

持ち帰った次の日、**必ず補充**をお願いします。

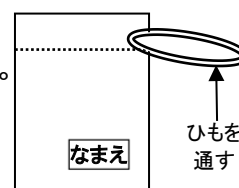
サイズ(30cm×35cm)

◆季節に合った衣服の用意をお願いします。

◆着替え袋の中に『パンツ』が入っていない場合は園で用意している新品のパンツを使用します。『同じサイズの新品のパンツ』を返却してください。

◆着替え用の服、着替え袋の見やすい位置に名前を記入してください。

【着替え袋】



トイレトレーニング中の持ち物・汚れ物入れバケツ

・おむつ・パンツ使用者共に

お尻拭き(1つ ケース無し) ビニール袋(便の時等に入れる)

・トイレトレーニング(パンツ)時は

ふた付きのポリバケツを各自で購入して持ってきてください。

(蓋・本体に記名)

バケツの中に掛けるビニール製の袋(汚れた衣服をいれます)

※オムツは、園で処分します。



(目安)

高さ約19cm×直径約24cm

※大きすぎると収納できません

エプロン・調理用帽子【5歳児のみ】

・クッキングに使用します。自分で着脱できるものが望ましいです。

【エプロン】

・後ろをボタンで留める、ひもを長くして前で結ぶなど、お子さんが自分で着やすい物が望ましいです。

【調理帽子または三角巾・マスク】



・髪の毛が入り、被れるもの。

・三角巾は、結ばなくても良いよう後ろをゴムにするなどして、こどもが自分で着脱できるようにしてください。

※使用する際は担任よりお知らせしますが、6月頃までに準備をお願いします。

《持ち物についてのお願い》

- ◆持ち物にはすべて名前を記入しましょう。年齢によっては名前の読めない子もいますので『目印になる物』も一緒につけていただくとよいです。
- ◆フード付きの服や丈が長すぎたり、大きすぎたりする服は、転んだり遊具に引っかかる可能性があり危険ですので、避けてください。
- ◆ポケットにハンカチ、ティッシュを、必ず入れてください。ティッシュ、ハンカチ、靴下などの落し物が多いため、必ず記名してください。
ティッシュはカバーに入れておくとポケットから落ちにくいです。
- ◆キーホルダー・おもちゃ・シール・髪の毛のピン、ゴムについて
キーホルダー類がかばんについていると、他のお子さんが欲しくなったり、触って壊れたり、こども同士であげたり、もらったり…。また、もらったつもりでも、あげてないなどと思いがくい違う等、トラブルのもとになってしまうことがあります。買ってしまった思いを大切に、「園には持ってこない」「かばんにもつけてこない」ようにしたいと思います。また『おもちゃ・シール』についても同様をお願いします。
※キーホルダーやお守りをかばんに目印としてつける場合は1つまでをお願いします。
※髪の毛のピンは落としやすい、危険ですので避けてください。ゴムは大きな物や飾りが派手な物は避けていただきたいです。
- ◆弁当の日について
弁当の日は、リュックサックに弁当（お子さんが食べられる量）、水筒、敷物、おしぼり、ごみ入れ袋などを入れて持ってきてください。リュックサックについては、お子さんの体の大きさに合ったもの（水筒の入るもの）を用意してください。また、弁当を包む袋などは、お子さんが自分で扱えるような工夫をしてください。
- ◆水筒について
水筒の用意をお願いします。使用時期は担任から事前にお知らせします。飲む量を把握したり、口の中のものの水筒に戻らないように衛生面を保持したりするため肩紐付き水筒（直飲み式ではなく、コップ付きの物）が望ましいです。
- ◆年間、運動靴で登園してください。戸外で、安全に遊ぶためにも、サンダル・ブーツ・クロックス等は履いてこないでください。（雨天時は長靴を履いてきてもよいです）

《その他のお願い》

- ◆名札着用（4月～5月末まで）について
名札は園で保管します。登園したら保護者の方がつけてください。降園時は名札をはずし、園に置いておきます。壊れたり無くしたりした場合は購入していただきます。
- ◆帽子、カバン、手さげ袋は、お子さん自身で持つようにしましょう。

